

錦にしき

町まち



(役 場)

一 概 況

県南部、球磨盆地の中央に位置する、人口一、〇七五(平成二二年国勢調査)、面積約八五平方キロメートルの町である。東はあさぎり町、北は相良村、西は人吉市、また南は標高一、〇〇〇メートルの九州山脈を境にして宮崎県にそれぞれ接している。大平山などの南部山岳地帯に源を発する高柱川、大谷川、水無川などが北へ流れて、中央部を東から西へ貫流する球磨川に合流している。この球磨川を中に挟んで南北に水田地帯が開け、人家、畑、そして山と続き東北八キロメートル、南北一キロメートルの長方形をなしている。

米をはじめ畜産、梨、桃、メロンなどの果樹、茶など、農業が中心の町であるが、近年は企業誘致も進んでいる。

球磨川に沿ってくま川鉄道が東西に走り、町内には木上、一武、肥後西村の三駅がある。この鉄道とほぼ並行して北を走る県道人吉水上線、南を走る国道二一九号にそれぞれ定期バスが運行されている。

名所旧跡としては、新宮寺、木上城趾、大平溪谷、国指定重要文化財桑原家住宅、剣豪丸目藏人佐の墓などがある。新宮寺は、京都宇治の万福寺の末寺、黄檗宗の寺院で、堂内には多くの聖像が安置されている。木上城趾は、またの名を岩城とも言われ、石灰岩でつくられた高地にあり、東部および南部は断崖絶壁で、南に球磨川、東西に広漠とした平野を望む要害無双の城地であった。この城は、平河氏が治めていたが、後に相良氏の城代の治めるところとなった。

名産品としては、球磨焼酎があり、常圧蒸留酒を量産している蔵元や地元果実を使ったリキュール酒の製造を行っている蔵元がある。

二 町名の由来

昭和の合併時の三か村名を折衷したもので、西村の頭文字の「ニ」、一武村の頭文字の「シ」は数字の始まりで「シ」とも読み、これに木上村の頭文字の「キ」をとって「ニシキ」(錦)とした。

また、三か村が相協力して錦のような美しい村を育てようという願いもこめられている。

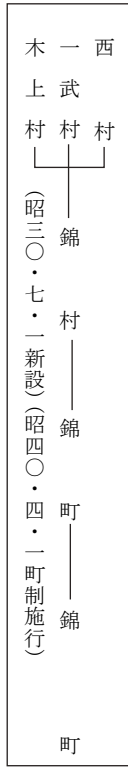
三 平成の合併検討経緯

本地域については、平成一二年三月の県市町村合併推進要綱において、人吉市、相良村、五木村、山江村、球磨村との六市町村の合併パターンが示された。

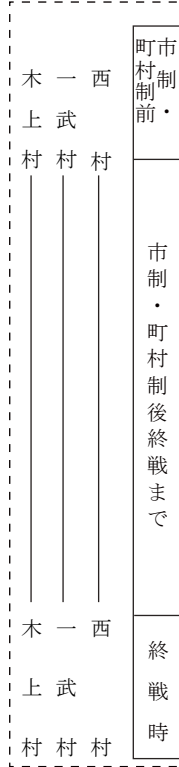
錦町は、平成一四年一二月、この六市町村での任意協議会に参加したが、その後の協議の結果、将来像を語るための具体的資料が出てこなかったなどの理由から、町は法定協議会への不参加を表明した。住民からも特に合併に向けた動きはなく、そのまま合併検討の動きは終息してしまった。(第二編「人吉・球磨地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



相良家七〇〇年の治下にあった本村は、明治四年(一八七二)の廃藩置県により人吉県に属したが、すぐに八代県に合併され、のち八代県は白川県に編入された。七年の大小区制のもとでは第一四大区第五小区に属した。一二年の郡区町村編制法の施行により、単独で一行政区となったが一七一年、一武村ととも

に一行政区域となった。二二年の町村制施行により再び単独村として村政を行ってきた。

(一) 一武村

一武という名の由来は明らかではないが、武とあるところから寛永年間当地で武をもって名をなした丸目蔵人在居時から呼ばれていたものと思われる。明治四年(一八七二)七月、廃藩置県により人吉県に入ったが、人吉県はすぐ八代県と合併し、さらに八代県は白川県に編入された。七年、西村とともに第一四大区第五小区となった。九年、白川県は熊本県と改称されたが、一二年の郡区町村編制法の施行により、郡役所が人吉に置かれ、本村は単独で戸長役場を設けて一武村となった。しかし、一七年の改正で西村と同一行政区となったが、二二年に再び単独村となった。

(二) 木上村

源頼朝の時代、平河義高が郡中央の要害であった本村の岩城に拠り、中球磨地方を統治していた。頼朝の晩年に至り、相良長頼が新たに球磨の地頭に封ぜられたが、当時人吉城主であった矢瀬主馬祐(平氏)の反抗にあい、義高に応援を求めたので、義高は主馬祐を討ち、相良氏が人吉に入城することとなった。平河氏断絶の後、相良氏は代々重臣を城代として岩城に配して、この地方の統治を容易ならしめ、中球磨の政治、文化の中心となっていた。

明治四年(一八七二)の廃藩置県により、西村、一武村と同様の経過を経て、七年には第一四大区第六小区となった。一二年、郡区町村編制法の施行により、深田村と同一行政区域となり、その後区域の変更はなかったが、一二年の町村制の施行に伴い、単独村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

西、一武、木上の三か村は、面積、人口その他の点で村勢がほぼ似通っており、村民性や風俗も類似し、また村界を隔て障害となる山、川もなく、あらゆる面で合併の条件はそろっていた。

昭和二八年(一九五三)一月、促進法の施行に伴ない県が発表した西、一武、木上の三か村の合併試案により合併への動きがあらわれ、今後健全財政の確立を期し、住民の福祉の増進を期待するには、適正規模の町村をつくるべきであると

いう意識が関係各村間に起こり、翌二九年四月一日、関係各村合併懇談会がまず発足し、合併促進の構想について協議が行われた。

また、同年五月には、地区別に合併研究委員会を設け、会合を重ねて基礎資料を作成していった。

一方、各地区では、村長班、助役班の二班に分かれて、二七か所にわたり部落懇談会を行ない、村民の声を聞きながら啓発をはかった。

同年六月には、合併促進協議会を設置し、総務、文化、土木、経済の各分科委員会を設けて、基本財産の問題や、西村西部地区における人吉市合併研究会等による人吉市への合併問題などを解決していった。

この間の関係各村における住民の動きは、次のとおりである。

(一) 西村

当初、三か村合併の線で合併促進を図ったところ、一部に隣接地人吉市との合併を希望する者が、人吉市合併研究会を結成して活発に運動をはじめた。しかし、合併研究委員会や、村長、助役の部落懇談会による啓発の結果、三〇年（一九五五）三月一日に開かれた村民大会では人吉市合併賛成派も人吉市への合併意思をひるがえし、三か村合併で意見の一致をみた。

また、三か村合併についても、基本財産の無条件引き継ぎをめぐって一時難航したが、合併促進協議会で地上権設定を認めることになり、この問題も解決した。

(二) 一武村

当初から三か村合併に対する反対意見はなかったが、基本財産の無条件引き継ぎを西村と木上村が主張したので、村内には合併について異論が起こり、一時合併が困難視される状態となったが、合併促進協議会で数回にわたり協議の結果、地上権設定を認めることにしてこの問題も解決した。

(三) 木上村

合併について世論を喚起し、合併委員会を設けて啓発した結果、大きな問題もなく全面的に三か村合併にまとまっていた。

しかし、大平尾部落は、役場から一一・五キロメートルも離れた飛び地で、宮崎県飯野町に面した東西四キロメートル、南北三キロメートルにわたる森林地帯であるため、大正三年（一九一四）、当地域の所属をめぐって政府と木上村との間に行政訴訟が行なわれ、村の敗訴となった。それ以後、当地域は、木上村の行政

区域ではあるが全部国有地となっており、また住民の全部が宮崎県側から移住したもので、交通は軽軌道による飯野町との連絡がさぶる便利であるため、戸籍、配給等の事務も飯野町で取り扱われるのはじめ、生活の全般にわたって飯野町に依存しており、ただ選挙だけが昭和二六年（一九五二）以来、木上村住民として行使されているに過ぎなかった。

このような事情から、飯野町では、宮崎県編入委員会を設けて宮崎県編入促進の動きを示したが、果および木上村は、明らかに熊本県である以上、宮崎県編入には絶対反対であるとして応じなかった。

このようにして三か村とも合併に賛意を表わずに至ったので、三〇年に入り、合併促進協議会は、七月一日合併を目標に、新村建設の具体的事項を逐次審議のうえ決定した。六月一日、関係三か村の議会において合併の議決を行ない、七月一日、三か村は合併して新しく錦村として発足した。

その後、四〇年四月一日、町制を施行し錦町となった。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式 西村、一武村、木上村を合体合併する。

(二) 合併の時期 昭和三〇年七月一日

(三) 新村名 村名は「錦村」とする。

(四) 役場の位置

役場は、一武村一、五〇二番地（現一武村役場）に置き、昭和三〇年度において庁舎を増築するものとする。

(五) 出張所の位置、職員の定数およびその事務

1 西出張所、西村一、一二五番地（現西村役場）

2 木上出張所、木上村二、三七五番地（現木上村役場）

3 出張所職員各三名、使丁各一名とする。

4 所掌事務

ア 戸籍および住民登録に関する事務

イ 配給に関する事務

ウ 村税その他納入に関する事務

エ 諸証明に関する事務

オ その他必要な事務

(六) 助役の定数 一名とする。

(七) 議会議員

1 議員の定数は、地方自治法第九一条第二項により定数を減少して二人とする。

2 議員の選挙区および定数を左のとおりとする。

第一選挙区 西 村 七名

第二選挙区 一武村 七名

第三選挙区 木上村 七名

(八) 農業委員会委員の任期および定数

農業委員会等に関する法律第三四条第一項により各村農業委員会を地区委員会とし、昭和三十一年三月三十一日まで存置し、昭和三十一年四月一日、合体するものとする。

(九) 教育委員会委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二を適用せず、新たに選挙するものとする。

(一〇) 合併関係村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある関係村の一般職の職員は、引き続き新村の一般職の職員としての身分を保持せしめ、職員の勤務年数はこれを継承するものとする。

2 一般職の職員の給与については、合併関係村の不均衡を調整し、その身分取扱に関しは、一般職の職員のすべてを通じて公正に処理する。

3 一般職の職員の退職手当は、村合併後一年以内に退職するものについては、新村普通退職手当額の二倍の額を支給するものとする。

4 特別職の職員の退職手当は、別に考慮するが、原則として各合併関係村において支給するものとする。

(一一) 部落駐在員(部落会長、嘱託駐在書記、駐在員)

合併関係村の部落会長、嘱託駐在書記、駐在員は、「区長」としてこれを存置し、逐次整理統合する。

(一二) 資産および負債の帰属、処分

1 行政財産は、いっさい新村に引き継ぐものとする。

2 基本財産は、いっさい新村に引き継ぐものとする。ただし、山林および土地

地については、合併後左記のとおり認めるものとする。

ア 山林については、次のとおり地区新炭村として地上権を設定するものとする。

(ア) 割合

西約一〇〇町歩、一武約三〇〇町歩、木上約一〇〇町歩

(イ) 地上権の存続期間は、五〇年とし、旧村の意思を尊重して期間満了前一年において更新するものとする。

(ウ) 地上権の地代は、一か年につき一〇〇町歩当り五〇〇円以内とし、新村との協議により定めるものとする。

(エ) 地上権の管理および使用については、条件を設け特に左記の事項を規定するものとする。

○ 各地区ごとに管理委員会を置くこと。

○ 新加入者は、その地区の住民に限ること。

○ 加入金および使用料について規定すること。

○ 加入金、使用料、その他の収益は、その地区の管理委員会に交付し、管理費等に充てるものとする。

(オ) 薪炭林以外に針葉樹林の造成をなした場合は、五分林とすること。

イ 土地については、次のとおり認めるものとする。

(ア) 一武村字踊場二、一九六番の一、同二、一九六番の二の山林のうち一武中学校と畜産会館との間にある開拓地の排水路を境界として、その西部一帯の山林地帯および畜産会館敷地全部は、新村の管理のまま一武中学校および畜産会の共用にすること。

(イ) 一武村字雪草、字浦田、字清尾および字尾丸は、一武村畜産会員の採草地とすること。

3 既設の部分林契約は、一武村の規則に準じ新村に移行する。

4 負債(一時借入金を除く)は、全額新村に引き継ぐものとする。

(一二) 新村の大字および小字名

新村の大字名は、西、一武、木上に大字を冠し、小字名は従来そのままとする。

(一四) 消防団の統合

- 1 現在の三か村の消防機械器具は、新村に引き継ぐものとする。
- 2 現一武村役場に消防本部を置き、合併関係村の各分団はそのままとする。
- (二五) 村税その他の滞納整理

合併村の村税その他の収入金で収入未済分は、村合併と同時に新村に引き継ぐものとする。

(二六) 国民健康保険

国民健康保険事業は合併と同時に統合し、全区域内に実施するものとする。

(二七) 事業

関係村における土木、耕地その他各種の継続事業および既定計画事業は、継続して行なうものとする。

(二八) 左の団体の早期統合をあっせんする。

農業協同組合、農業共済組合、森林組合、青年団、婦人会、その他の団体

(二九) 村民税の賦課率

村民税は、均一課税とする。

4 合併村の三役と正副議長

村名	村長	助役	収入役	議長	副議長
西村	尾方 等	川嶋 清	尾方 政敏	平野 広喜	金山 幸
一武村	馬場亭 一郎	浅生 利夫	東 七三	上田 芳高	尾里 勝一
木上村	中村 一二	荒木 時宝	宮崎 袈男	税所 静	前田 一美

5 合併時の関係村の現況表

生産額	計	その他	農産	鉦工産	会社工場事業場(資本金五百万円以上)	前年度予算総額	市町村税納税額	県税納税額	国税納税額	上の学校	中学校以上	官公署	業態の割合			積	戸数	人口	区分			
													農業		都市的業態					商工業人		
													計	その他	計						その他	
三七八三四五	四〇三三〇	三〇三二五	一七四八〇	一	一〇八〇二五	一七九一〇	一、四四七	五、一三五	一	三	一三	二、六三三	八七	二、八〇五	一、九五三	六八五	一、二六七	八四〇・五	二、四五一	一四、三〇四	錦村	
一三三、〇〇〇	一、七〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一	三、二九〇	六、四四七	六、五四	二、七三〇	一	一	三	四、七三三	五六六	四、六四五	四、九〇	一、六三	三、七	二、九二〇	八四	五、三三	五、三三	西村
二二、六八	一〇、六〇〇	九、九六〇	二、四八〇	一	四、〇二五	六、二五七	四、〇	一、〇〇〇	一	一	六	三、九四〇	一、五	三、七八二	六、七	二、五	四、九	一、三二四	七、七	四、六〇七	四、六〇七	一武村
二、三、六五	二、二七五	二、〇九五	一	一	三、六四〇	五、二〇六	三、八三	一、三〇五	一	一	四	三、九四九	九	三、八五九	七、五	二、六四	五、三	三、七	八、四六	四、四七四	四、四七四	木上村